

退職される皆さまへ

定年退職される皆さまへ

今年度末で退職される方で、60歳になられた方、または60歳になられる方につきましては、特例による退職共済年金の請求手続きが必要となります。その後、退職時に改定請求を行っていただくこととなりますが、年度末は事務が集中する時期です。速やかに事務処理を行えるよう60歳に到達されましたら、早急に請求手続きを行ってくださいますようご協力をお願いいたします。

請求にあたっての必要書類等の手続きに関しましては、所属所共済事務担当の方の指示に従ってくださいますようお願いいたします。

※次のいずれにも該当するときに受給権が発生します。

【支給要件】

- ① 60歳以上の方（受給権発生日は60歳の誕生日の前日となります）
- ② 組合員期間が1年以上ある方
- ③ 組合員期間等が25年以上ある方

また、共済組合の期間のほかに組合員期間等（厚生年金保険の被保険者、農林漁業団体職員共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者等）があり、前記の支給要件に該当された場合は、その組合員期間等の特別支給の年金を受給することができます。ただし、脱退一時金等を受給している場合は、年金とならない期間となりますので、社会保険事務所等へ確認を行ってください。

なお、退職改定に伴う年金証書は、平成21年6月初旬に皆さまのお手元にお届けさせていただきます。初回の年金（4・5月分）支給日は、平成21年6月15日となります。

年金支給開始年齢未満で退職される皆さまへ

退職後住所等が変わったら届出をお願いします

共済組合では、退職後すぐに年金受給者とならない方（年金待機者といいますが、退職後において年金を受給できる年齢になりましたら、ご自宅へ年金請求書の事前送付）をさせていただきます。年金請求を行っていただくようご案内させていただきます。

この案内は、退職時における住所（退職時に提出していただきます届出書類等に記載のある住所）へ送付させていただくこととなりますので、退職後において転居等で住所が変更となられた場合には、送付することができなくなります。

このため退職後住所が変更となる場合には、共済組合まで連絡をいただきますようお願いいたします。

住所変更の届出がないと、ご自宅に年金請求についての案内をさせていただきますことができませんので、退職後すぐに年金受給者とならない方で、住所・氏名が変更となった場合には、共済組合への届出を行っていただきますようお願いいたします。

共済年金の請求書は、最終の勤務先〈所属所〉へ提出してください

退職後に、支給開始年齢に到達され共済年金の請求を行う場合は、公務員として勤務された最終の市町村役場等に提出（郵送でもかまいません）していただくこととなります。

年金請求に必要となります書類等は、個人個人によって異なりますので、年金請求にあたり、不明な場合には共済組合または所属所共済事務担当課までお問い合わせください。

